

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成26年5月9日

【会社名】 東ソー株式会社

【英訳名】 TOSOH CORPORATION

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 宇田川 憲 一

【本店の所在の場所】 山口県周南市開成町4560番地

【電話番号】 (0834)63-9801

【事務連絡者氏名】 経営管理室南陽経理課長 田 中 公 治

【最寄りの連絡場所】 東京都港区芝三丁目8番2号

【電話番号】 (03)5427-5123

【事務連絡者氏名】 経営管理室次長 堀 谷 宏 志

【縦覧に供する場所】 東ソー株式会社本社
(東京都港区芝三丁目8番2号)
東ソー株式会社大阪支店
(大阪府大阪市中央区高麗橋四丁目4番9号)
東ソー株式会社名古屋支店
(愛知県名古屋市中区栄一丁目2番7号)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【提出理由】

当社は、平成26年5月9日開催の取締役会において、平成26年10月1日を効力発生日としたうえで、当社を存続会社として、当社の特定子会社かつ完全子会社である、日本ポリウレタン工業株式会社を吸収合併することを決議するとともに、同日付で合併契約書を締結いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号及び第19条第2項第7号の3の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

1．特定子会社の異動に関する事項

(企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号に基づく報告)

(1) 当該異動に係る特定子会社の名称、住所、代表者の氏名、資本金の額及び事業の内容

名称	日本ポリウレタン工業株式会社
住所	東京都港区芝4丁目1番23号
代表者の氏名	代表取締役社長 瀧田 治
資本金の額	11,500百万円
事業の内容	ポリウレタン原料の製造、加工、販売及びそれに附随関連する業務等

(2) 当該異動前後における当社の所有に係る当該特定子会社の議決権の数及び当該特定子会社の総株主等の議決権に対する割合

当社の所有に係る日本ポリウレタン工業株式会社の議決権の数

異動前 3,600,000個

異動後 - 個(吸収合併により消滅)

日本ポリウレタン工業株式会社の総株主等の議決権に対する割合

異動前 100%

異動後 - %(吸収合併により消滅)

(3) 当該異動の理由及びその年月日

異動の理由

当社が、当社の特定子会社である日本ポリウレタン工業株式会社を吸収合併することにより、同社が消滅することによります。

異動の年月日

平成26年10月1日(吸収合併の効力発生日)

2．吸収合併に関する事項

(企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第7号の3に基づく報告)

(1) 当該吸収合併の相手会社についての事項

商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	日本ポリウレタン工業株式会社
本店の所在地	東京都港区芝4丁目1番23号
代表者の氏名	代表取締役社長 瀧田 治
資本金の額	11,500百万円
純資産の額	55,111百万円
総資産の額	55,473百万円
事業の内容	ポリウレタン原料の製造、加工、販売及びそれに附随関連する業務等

(注)純資産の額及び総資産の額は平成26年3月期の数値を記載しています。

最近3年間に終了した各事業年度の売上高、営業利益、経常利益及び純利益

日本ポリウレタン工業株式会社

(単位:百万円)

決算期	平成24年3月期	平成25年3月期	平成26年3月期
売上高	80,527	92,491	111,530

営業利益	11,688	3,104	1,638
経常利益	12,178	2,097	2,467
当期純利益	29,260	5,088	2,923

大株主の名称及び発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合
東ソー株式会社 100.0%

提出会社との間の資本関係、人的関係及び取引関係

資本関係	当社は同社の発行済株式を100%保有しております。
人的関係	当社役員及び従業員による同社の役員兼任等の関係があります。
取引関係	当社は同社に対し原材料を供給、土地・建物の賃貸、資金の貸付及び銀行借入に対する債務保証を行い、また同社から原材料を購入しております。

(2) 当該吸収合併の目的

ポリウレタン原料及びその誘導品の製造販売を行っている日本ポリウレタン工業株式会社は、ビニル・イソシアネート・チェーン事業をコアビジネスとする当社の中核子会社であり、当社はイソシアネートの原料であるアニリン、CO、塩素等を同社に供給するとともに、同社で副生される塩酸を当社の塩ビモノマー原料として回収・利用し、事業競争力の強化を図っています。

また、資本面においては、平成18年4月に当社は日本ポリウレタン工業株式会社を子会社化し、平成20年5月には出資比率を80.28%に引き上げ、更に平成24年7月には、出資比率100%の完全子会社化を実施するとともに、両社での一体的かつ効率的な事業運営体制の構築を進めてまいりました。

イソシアネート事業を取り巻く経済環境については今後競争激化が予想され、更なる事業環境の変化に対応できる強固な経営基盤を確立するために、当社と日本ポリウレタン工業株式会社が合併し、迅速な経営判断が可能となる体制を構築するとともに、アニリン等のイソシアネート原料からイソシアネート製品、誘導品までのウレタン事業の一貫体制の確立、本社並びに南陽事業所の一元化による運営、今後の研究体制の再編等による経営の効率化等を図ることといたします。

(3) 当該吸収合併の方法、吸収合併に係る割当ての内容その他の吸収合併契約の内容

吸収合併の方法

当社を存続会社とする吸収合併方式で、日本ポリウレタン工業株式会社は解散する予定です。

吸収合併に係る割当ての内容

日本ポリウレタン工業株式会社は100%出資子会社であるため、合併による新株の発行はありません。

その他の吸収合併契約の内容

吸収合併契約の内容については、末尾の「合併契約書」のとおりであります。

(4) 当該吸収合併に係る割当ての内容の算定根拠

該当事項はありません。

(5) 当該吸収合併の後の吸収合併存続会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	東ソー株式会社
本店の所在地	山口県周南市開成町4560番地
代表者の氏名	代表取締役社長 宇田川 憲一
資本金の額	40,633百万円
純資産の額	152,720百万円
総資産の額	483,008百万円
事業の内容	各種無機・有機化学製品の製造、加工、販売及びそれに附随関連する業務等

(注)純資産の額及び総資産の額は平成26年3月期の数値を記載しています。

合併契約書

東ソー株式会社（以下「甲」という。）と日本ポリウレタン工業株式会社（以下「乙」という。）とは、次のとおり合併契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（合併の方法）

- 第1条 甲及び乙は、次条以下の規定に従い合併（以下「本合併」という。）し、甲を吸収合併存続会社、乙を吸収合併消滅会社とする。
2. 本合併に係る吸収合併存続会社及び吸収合併消滅会社の商号及び住所は、それぞれ次のとおりである。
- (1) 吸収合併存続会社
商号：東ソー株式会社
住所：山口県周南市開成町4560番地
- (2) 吸収合併消滅会社
商号：日本ポリウレタン工業株式会社
住所：東京都港区芝四丁目1番23号

（合併に際しての新株の発行と金銭の支払い）

- 第2条 甲は、乙の発行済株式全部を所有しているため、合併に際して新株式を発行せず、金銭等も交付しない。

（増加すべき資本金及び準備金等）

- 第3条 本合併により甲の資本金及び準備金等は、増加しないものとする。

（合併承認総会）

- 第4条 甲は、平成26年6月27日開催予定の定時株主総会において、本契約の承認及び本合併に必要な事項に関する承認決議を得るものとする。
2. 前項の期日は、合併手続の遂行上必要な場合は、甲乙協議のうえ変更することができる。
3. 乙は、会社法第784条第1項に基づき、その株主総会の決議を経ずに合併する。

（効力発生日）

- 第5条 本合併の効力が発生する日は、平成26年10月1日とする。
2. 前項の期日は、合併手続の遂行上必要な場合は、甲乙協議のうえ変更することができる。

（会社財産の承継）

- 第6条 乙は、平成26年3月31日現在の貸借対照表その他同日現在の計算書を基礎とし、これにその後の資産及び負債の変動を加減した計算書を添付して、前条の期日における資産及び負債の状態を明確にしたうえで、一切の資産及び負債その他の権利義務を前条の期日において甲に引き継ぐものとする。

（会社財産の管理義務）

- 第7条 甲及び乙は、互いに本合併契約締結後効力発生日に至るまで、善良なる管理者の注意をもって業務執行、財産の管理・運営を行い、その財産及び権利義務に重大な影響を及ぼす行為については、予め甲乙協議し、合意のうえこれを行う。

（従業員の処遇）

- 第8条 甲は、乙の従業員を効力発生日において引継ぐものとし、従業員に関する取扱い等については、甲乙協議のうえ決定する。

（効力発生条件）

- 第9条 本契約は甲の第4条所定の株主総会承認決議又は法令に定める関係官庁等の承認が得られなかった場合には、効力を生じない。

(契約内容の変更及び解除)

第 10 条 本契約締結後第 5 条の期日に至るまでの間に、天災地変その他の事由により甲又は乙の資産状態、経営状態に重大な変更が生じたときは、甲乙協議して合併条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

(契約外事項)

第 11 条 この契約に定めたもののほか、合併に関し必要となる事項のある場合は、この契約の趣旨に基づき甲乙協議のうえこれを決定する。

本契約の締結を証するため本契約正本 2 通を作成し、甲乙各一通を保有する。

平成26年 5 月 9 日

甲 山口県周南市開成町4560番地
東ソー株式会社
取締役社長 宇田川 憲一

乙 東京都港区芝四丁目1番23号
日本ポリウレタン工業株式会社
取締役社長 濱田 治